

人権に関する相談窓口

人権全般に関すること

- 新発田市人権啓発課
☎0254-28-9630
月～金 8:30～17:15
- 新発田市隣保館
☎0254-26-5984
火～土 9:00～17:00
- 新潟地方法務局新発田支局
(新発田人権擁護委員)
☎0254-24-7102
月～金 9:00～16:00
- みんなの人権110番
(全国共通人権相談ダイヤル)
☎0570-003-110
月～金 8:30～17:15

子ども・児童虐待に関すること

- 新発田市子ども課
☎0254-26-3257
月～金 8:30～17:15
- 新発田市学校教育課
☎0254-22-9532
月～金 8:30～17:15
- 新潟県新発田児童相談所
☎0254-26-9131
月～金 8:30～17:15
- 児童相談所虐待対応ダイヤル
☎189
24時間受付
- 子供SOSダイヤル
☎0120-0-78310
24時間受付
- 子どもの人権110番
☎0120-007-110
月～金 8:30～17:15

高齢者に関すること

- 新発田市高齢福祉課
(高齢者虐待に関すること)
☎0254-28-9200
月～金 8:30～17:15
- 新発田市地域包括支援センター
・中央 ☎0254-26-2400
・東 ☎0254-31-2001
・西 ☎0254-28-7447
・南 ☎0254-28-0112
・北 ☎0254-41-4646

障がいのある人に関すること

- 新発田市社会福祉課
☎0254-28-9223
月～金 8:30～17:15
- 新発田市障がい者基幹相談支援センター
☎0254-20-3050
月～金 8:30～17:15

女性・DVに関すること

- 新発田市人権啓発課
(女性に関すること)
☎0254-28-9630
月～金 8:30～17:15
- 性暴力被害者支援センターにいがた
☎025-281-1020
24時間受付
- 新潟県男女平等推進相談室
☎025-285-6605
月～金 11:00～17:30
土 10:00～16:30
※いずれも12:30～13:40
は受付休止
- 女性の人権ホットライン
☎0570-070-810
月～金 8:30～17:15
- 新潟県女性福祉相談所
(新潟県配偶者暴力相談支援センター)
☎025-381-1111
月～金 8:30～17:15
- 新発田市社会福祉課
(DVに関すること)
☎0254-28-9222
月～金 9:00～16:00
- DV相談+ (プラス)
☎0120-279-889
24時間受付
- DV相談ナビ
☎#8008
月～金 8:30～17:15
- 性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター
☎#8891
24時間受付

外国籍や外国にルーツがある人に関すること

- 外国語人権相談
(外国語で相談可)
☎0570-090911
月～金 9:00～17:00
- 新潟県外国人総合相談センター
☎025-241-1881
月～金 10:00～17:00

その他

- 市民相談センター、消費生活センター
☎0254-28-9110
月～金 9:00～16:00 (受付は15:30まで)
- 弁護士による法律相談 (要予約)
☎0254-28-9630 (受付: 新発田市人権啓発課)
毎月第3水曜日 14:00～17:00

誰もが暮らしやすい まちのために

「誰もが暮らしやすいまち」ってどんなまち？
自分らしく暮らせるまちをのぞいてみませんか？



守ろう個人情報！防ごう身元調査！「本人通知制度」に登録を！

市では、住民票の写しや戸籍謄本などを第三者に交付したとき、事前に登録した人に、交付したことを通知する「本人通知制度」を実施しています。

全国各地で戸籍謄本や住民票などを不正に取得し身元調査を行うといった事件が起きています。

本人通知制度への登録が広がることで、不正取得を抑制し、権利侵害の防止につながります。あなたやあなたの大切な人の個人情報を守るためにも、本人通知制度に登録をお願いします。



問合せ：新発田市人権啓発課 新発田市中央町3丁目3番3号 電話 0254-28-9630

2025年3月発行

新発田市

新発田・村上地域人権啓発活動ネットワーク協議会

法務省委託事業

「誰もが暮らしやすいまち」
ってどんなまち？

みとめあおう それぞれのちがい さがしあおう みんなのよさ

(令和6年度人権標語入賞作品
住吉小学校 6年 工藤 晴 さん)

性別に関係なく
活躍できる社会

性の形はいろいろ



障がいのある人も
ない人も自分らしく



ヘルプマーク



援助や配慮を必要とする
人が周囲の人をお願いす
ためのカードです

バリアフリートイレ



障がい者、高齢者、小さ
な子ども連れの人など
様々な人が使いやすいよ
う設計されたトイレです



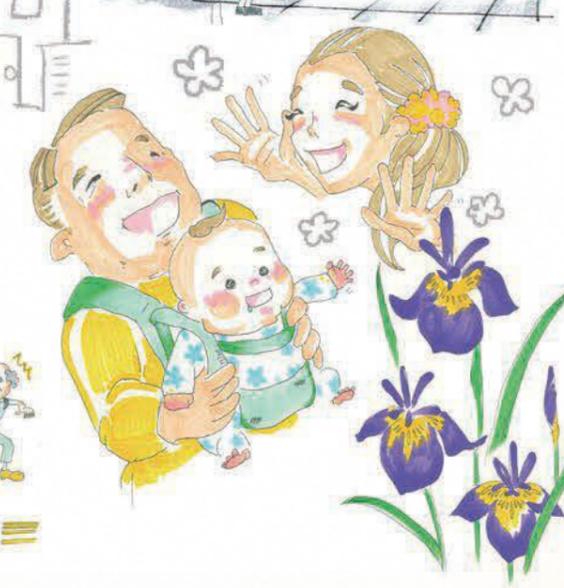
高齢者が生きがいを持って
暮らせる社会



地域のみんで
子育てを



身元調査は
重大な人権侵害です



インターネットでの誹謗中傷は
重大な人権侵害です



知ってほしい!人権を守る3つの法律

障害者差別解消法

障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会になるために
・「不当な差別的取扱い」の禁止 ・合理的配慮(※)の提供
(※)障がいのある人から、社会の中にある障壁(バリア)を取り除くために対応を求められた際に、過度な負担にならない範囲で対応すること。

ヘイトスピーチ解消法

日本に住む外国籍や外国にルーツがある人たちへの不当な差別的言動をなくすために
・特定の人種や民族、宗教への差別をおおる憎悪表現(ヘイトスピーチ)の抑止・解消

部落差別解消推進法

部落差別のない社会を実現するために
・国として初めて「部落差別」の存在を認めた
・部落差別の解消に関する施策の実施、相談体制の充実が求められている

この他にも良いところ・気になるところを
身近な人と話し合ってみよう!